



No.634
3 分間
税ミナール

令和7年3月26日

ヤマダ総合公認会計士事務所
代表 山田良平

〒124-0012
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル
TEL:03-3694-6091
FAX:03-3691-6680

国税庁公表、「国外財産調書」による国外財産は6兆4,897億円

国税庁は、「令和5年分国外財産調書の提出状況について」をホームページに公表しました。公表された資料によりますと、令和5年分の国外財産調書の提出件数は13,243件(前年比+6.0%)と前年と比べて増加し、財産総額も6兆4,897億円(同+13.4%)で前年と比べて増加しています。

国外財産調書は、その年の12月31日においてその価額の合計額が5千万円を超える国外財産を有する居住者が提出する調書です。国外財産調書には、国外に有する財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載して、翌年6月30日までに税務署長に提出しなければなりません。

財産の種類別で見ますと、有価証券が4兆905億円と最も多く、全体の63.0%を占めています。次に、預貯金が8,479億円、建物5,064億円と続いています。国税局別では、東京局が5兆895億円(8,438件)と最も多く、次いで大阪局が6,277億円(1,920件)、名古屋局が2,651億円(892件)となり、三局の合計で全体の約85%を占めています。

なお、国外財産調書制度には、自主的に自己の情報を記載し提出するものであることから、次のようなインセンティブ措置が設けられています。

- (1) 加算税の軽減措置(△5%)
提出された調書に記載された国外財産に係る所得税・相続税の申告漏れが生じたとき 加算税5%軽減。
- (2) 加算税の加重措置(+5%)
調書の提出がない又は調書に記載のない国外財産に係る所得税・相続税の申告漏れが生じたとき 加算税5%加重。
- (3) 書類の提示等がない場合の加算税軽減・加重措置の特例
税務調査の際に、国外財産調書に記載すべき国外財産に関する書類の提示等が一定期間内がない場合 上記(1) 適用しない、上記(2)+10%

国税庁が令和5事務年度において、国外財産調書の提出者及び提出が必要と見込まれる者に対して実地調査を行ったところ、特例措置をとして、(1) 軽減措置が168件(増差所得等金額67億円)、(2) 加重措置が303件(同105億円)適用されました。

国税庁では、引き続き制度の広報・周知に努めていくほか、国外財産調書の提出を要すると見込まれる方や記載内容に不備がある方に対して文書照会を行うなどの取り組みを継続し、適正な提出を確保することを通じて国外財産に係る課税の適正化に一層努めていくこととしています。

「令和5年分の国外財産調書の提出状況について(国税庁)」(令和7年1月)は、こちらからご覧いただけます。

<https://www.nta.go.jp/information/release/pdf/0025001-067.pdf>

